

保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



保険料は基準額をもとに決まります

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなりすぎないように本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

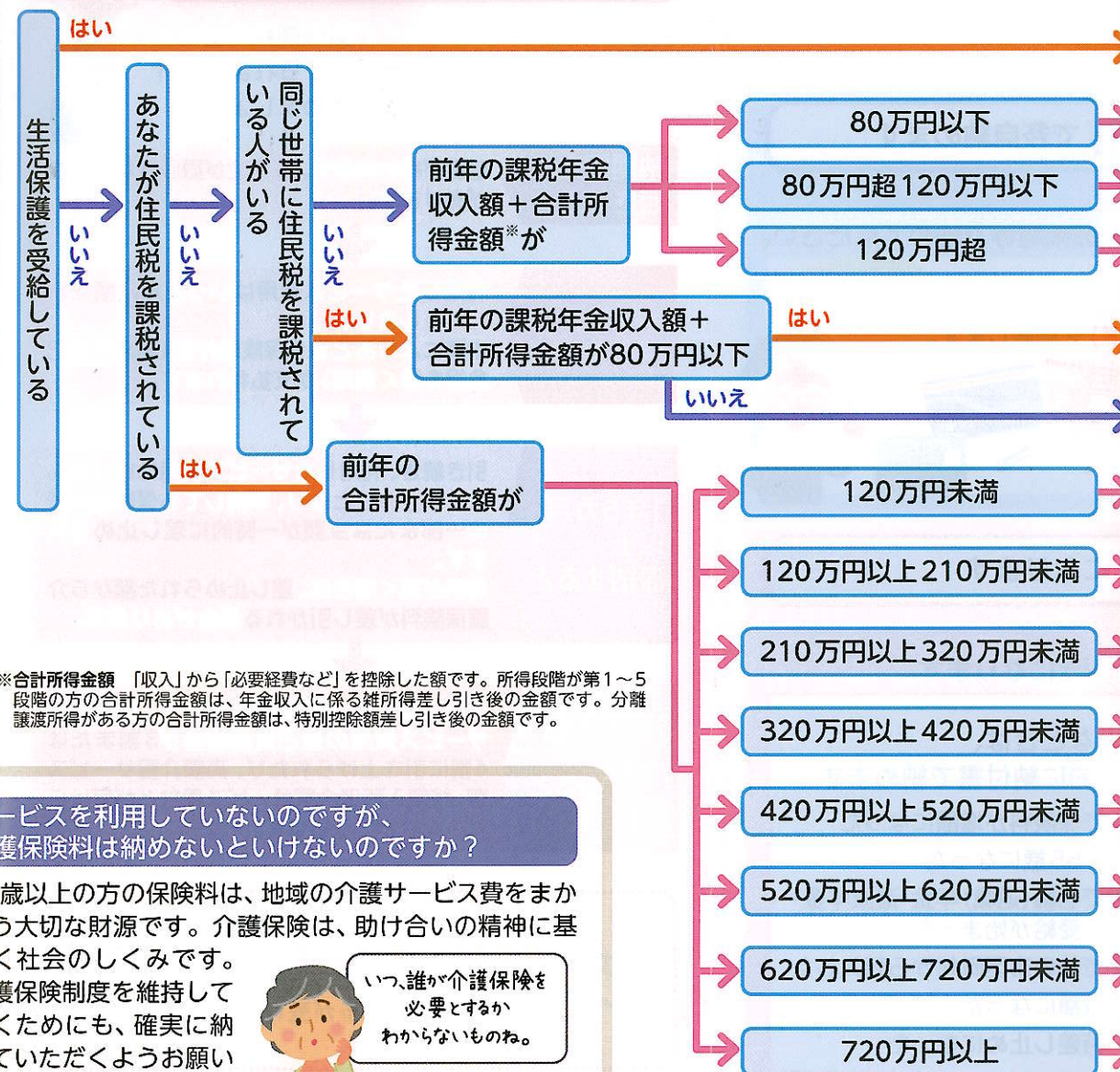
基準額の決まり方

$$\text{町で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{町に住む65歳以上の方の人数}$$

＝ 境町の令和6～8年度の保険料の
基準額 **69,600円**(年額)

この基準額をもとに、所得によって13段階に分かれます。

あなたの介護保険料は？



※合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.285	19,830円
第2段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.485	33,750円
第3段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.685	47,670円
第4段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	62,640円
第5段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	69,600円
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	83,520円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	90,480円
第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	104,400円
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70	118,320円
第10段階	本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90	132,240円
第11段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	146,160円
第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30	160,080円
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.40	167,040円

●第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

介護保険

Q 介護保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例 ● 8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます
● 8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます

Q サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけませんか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いいたします。



介護保険料の納め方

納め方は受給している年金^{*}の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。^{*}受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方 → **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

- 保険料の年額を納付期限(原則年8回)に合わせて納めます。
- 町から納付書が送付されますので、コンビニエンスストアまたは取り扱い金融機関等で納めてください。

納め忘れがないように**口座振替**を利用しましょう。

- 手続き**
- 1 介護保険料の**納付書**、**通帳**と**銀行届出印**(または**銀行キャッシュカード**)を用意します。
 - 2 介護福祉課窓口で「**口座振替依頼書**」または「**ペイジー**(銀行キャッシュカード利用方式)」で、登録します。
- ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

口座振替が便利ね

特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】** になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

特別徴収は、**仮徴収**と**本徴収**によって納めていただきます。

	仮徴収	本徴収
	4月 6月 8月	10月 12月 2月
仮徴収	介護保険料は、前年の所得等をもとに決まるので、保険料が確定するのは、6月以降となります。そのため、4月、6月、8月は、仮に算定された保険料での徴収となります。	
本徴収	確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を10月、12月、2月の3回に分けて徴収します。	

! こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった

など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納期限までに必ず納めましょう。



納期限を過ぎると 督促が行われます。**延滞金**が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると 利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると 引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の一部または**全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると 上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で保険料を納めることが難しくなった場合は、境町役場介護福祉課に相談ください。保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。

65歳以上のみなさまへ

令和6～8年度版

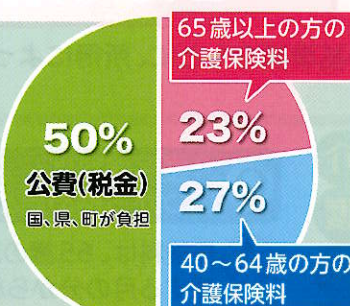
わたしのまちの介護保険料



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源に運営しています。



一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

境町役場 介護福祉課
TEL.0280-81-1323